



消防職員の懲戒処分の公表について

本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

■被処分者

- | | |
|-----------|--|
| (1) 氏名 | 最首 雄治 (さいしゅ ゆうじ) |
| (2) 所属 | 桐生みどり消防署 (事故の発生時の所属) |
| (3) 職 | 消防副士長 |
| (4) 年齢 | 28歳 |
| (5) 事実の概要 | 被処分者は、令和3年2月1日(月)から2日(火)にかけて埼玉県本庄市内で飲酒し、自家用車で帰宅する途中、伊勢崎市内で自損事故を起こした。その際、警察の現場検証において基準値を超えるアルコールが検出され、任意捜査を受け、この度、群馬県公安委員会から被処分者に対し行政処分に係る通知が発出されたもの。 |
| (6) 処分年月日 | 令和3年5月12日 |
| (7) 処分内容 | 懲戒免職 |

■所属の上司に対する措置

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 消防長 | 文書注意 |
| (2) 消防次長 | 文書注意 |
| (3) 桐生みどり消防署長 | 文書注意 |
| (4) 桐生みどり消防署 副署長兼消防課長 | 文書注意 |

【問い合わせ】
消防本部総務課庶務係
TEL 0277-47-1701 (内線411)